

平成四年度 陵墓関係調査概要

陵墓調査室

当部においては、古代高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の保全・整備のために緊要な土木工事を実施するにあたって、施工区域の遺構・遺物の有無確認、ならびに工法決定に資するために事前調査や立会調査を行っている。本年度も陵墓調査室が各陵墓監区の協力を得て、左記の個所において調査を行った。番号は事前・立会各調査の通し番号である。

事前調査

- 一、畝傍陵墓参考地（奈良県橿原市五条野町）、石室羨道入口閉塞工事
個所・石室内現況の調査
担当 笠野 毅、福尾正彦、佐藤利秀、徳田誠志、北田和夫、福島由有（畝傍監区、八一九月実施）
- 二、安閑天皇古市高屋丘陵（大阪府羽曳野市古市五丁目）、整備工事区域の調査

担当 福尾正彦、佐藤利秀、中村直嗣、井上 武、川添 悟、寺本公通（古市監区、十一月実施）

立会調査

- 三、綏靖天皇桃花鳥田丘上陵付属地（奈良県橿原市四条町）、水路改修工事区域の調査
担当 村島三彦、福島由有（畝傍監区、四一五月実施）
- 四、明治天皇伏見桃山陵（京都府京都市伏見区桃山町古城山）、大広庭協門改修工事個所の調査
担当 藤林幸祐、瀬尾義弘（桃山監区、五一六月実施）
- 五、桃山陵墓地（京都府京都市伏見区桃山町三河）、排水管補修その他工事個所の調査
担当 藤林幸祐、瀬尾義弘（桃山監区、六月実施）
- 六、畝傍陵墓監区事務所（奈良県橿原市大久保町）、給水管埋設替工事

個所の調査

担当 村島三彦、福島由有（畝傍監区、七月実施）

七、景行天皇山辺道上陵（奈良県天理市渋谷町）、見張所改築工事個所の調査

担当 笠野 毅、上田良範、北村 豊（畝傍監区、七月九月実施）

八、覺法親王墓（和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷）、玉垣

取設工事個所の調査

担当 中辻 武、富永 浩（古市監区、八月実施）

九、後深草天皇以下深草北陵（京都市伏見区深草坊町）、土塀修

繕工事個所の調査

担当 南智次郎、瀬尾義弘（桃山監区、八月十月実施）

一〇、後宇多天皇以下蓮華峯寺陵（京都市右京区北嵯峨朝原山町）、見張

所改築個所の調査

担当 佐藤利秀、徳田誠志、石塚俊光、藤原雅人（桃山監区、九月実

施）

一一、反正天皇百舌鳥耳原北陵（大阪府堺市北三国ヶ丘町二丁）、隣接周

遊路の整備工事個所の調査

担当 山本良文、小林利雄（古市監区、十一月実施）

一二、磐園陵墓参考地（奈良県大和高田市築山）、樋門改修工事個所の調

査

担当 芳村弘士、小走康弘（畝傍監区、十一月十二月実施）

一三、仁賢天皇殖生坂本陵（大阪府藤井寺市青山三丁目）、整備工事区域

の調査

担当 佐藤利秀、大平 斉、浅井良寛（古市監区、十一月三月実施）

一四、陽成天皇神楽岡東陵（京都市京都市左京区浄土寺真如町）、見張所

改修工事個所の調査

担当 山本忠浩、篠崎秀雄（月輪監区、十二月三月実施）

一五、孝安天皇玉手丘上陵（奈良県御所市大字玉手）、崖地整備工事個所

の調査

担当 柴原博一、西村寛治、古河稔也（畝傍監区、十二月三月実施）

一六、後嵯峨天皇嵯峨南陵・龜山天皇龜山陵（京都市京都市右京区嵯峨天

竜寺芒ノ馬場町 天竜寺内）、水道管理設替その他工事個所の調査

担当 中川幸延、石塚俊光（桃山監区、二月実施）

一七、長慶天皇嵯峨東陵（京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町）、見張所使所

水洗工事個所の調査

担当 長谷川政明、藤原雅人（桃山監区、三月実施）

一八、一條天皇皇后定子鳥戸野陵（京都市京都市東山区今熊野泉山町）、

巡回路出入口取設その他工事個所の調査

担当 竹村哲也、宮田幸一（月輪監区、二月三月実施）

一九、宇多天皇中宮温子以下宇治陵（京都市宇治市木幡中村）、陵名石標

設置工事個所の調査

担当 今西良孝、山田昭彦（桃山監区、三月実施）

本年度の事前調査は、畝傍陵墓参考地および安閑天皇の古市高屋丘陵の二箇所を行った。畝傍陵墓参考地は石室羨道入口の閉塞工事ならびに石室内現況の実測を行うため、また安閑天皇陵は次年度に予定している墳丘裾部および一部外堤内法裾の各侵食個所の護岸工事、ならびに渡土堤門扉改修工事を行うに先立って、遺構・遺物の確認と、それを踏まえての工法を定めるために実施したものである。調査結果については、前

掲後掲の担当者による各報告を参照されたい。また、畝傍陵墓参考地は調査期間中、大正大学名誉教授齋藤忠氏、文学博士三木文雄氏、大阪文化財センター理事長坪井清足氏、東京女子大学名誉教授平野邦雄氏、関西大学教授網干善教氏、学習院大学教授笹山晴生氏、奈良国立文化財研究所長鈴木嘉吉氏、建設省土木研究所砂防部長浅井涌太郎氏の八方に、さらに安閑天皇陵は調査期間中に、大阪文化財センター理事長坪井清足氏、建設省土木研究所砂防部長浅井涌太郎氏、奈良教育大学名誉教授梅田甲子郎氏の三方にそれぞれ調査現場の検分を依頼し、考古学・土木工学・地質学などの各分野から貴重な御助言と御指導を受けた。

次に立会調査であるが、これは当調査室員が現地に赴いて実施したり、あるいは当調査室員の指導のもとに所管陵墓監区の調査担当職員が行い、それぞれ遺構・遺物の有無を確認し、埋蔵文化財の保存と工事に遺漏なきように努めた。以下、各項について調査結果を略述する。

三は、素掘りの農業用灌漑用水路をコンクリート製のU字溝に替える工事で、在来水路の左右両側面と底面を約〇・二メートルほど掘削し

た。当該掘削地は、紀元二千六百年記念事業で同域一帯を整備している関係で、遺構・遺物は検出されなかった。

四は、該陵の脇門を改修するため基礎部を掘削したが、該所は昭和四十年代に今回同様の工事を施工しており、遺構・遺物の検出は認められなかった。

五は、該陵墓地の既設配水管の補修ならびに間知石の復旧のため掘削を行ったが、該所は昭和四十年代に今回同様の工事を施工しており、遺構・遺物は検出されなかった。

六は、該事務所の在来引込給水管を鑄鉄管に埋設替えるため掘削を行ったが、現地表下〇・五メートルから一・一メートルの間で、既設の水道管・電気引込線などが出土したのみで、遺構・遺物は認められなかった。

七は、見張所の改修にあたり、その基礎部及び浄化槽・配水管等埋設個所の基礎部を掘削するもので、掘削部分が比較的広く、また割合深く掘るため、本部調査員も派遣して立会調査を行った。見張所の基礎部は深いところでは最大一・五メートルほど掘削したが、この個所は過去に二回見張所の改築を行っている関係で攪乱がひどく、保存すべき遺構は検出されなかった。なお、当調査の詳細は次号に掲載する予定である。

八は、墓の外構柵を石柵に改修するため掘削を行ったが、遺構遺物は確認できなかった。

九は、該陵の在来土塀の破損箇所を修復し、併せて土塀内側に雨落溝

を新設するため掘削を行ったが、遺構・遺物は検出されなかった。

一〇は、既設の見張所改築であるが、該所は蓮華峯寺跡である点を考慮して、本部調査員も派遣して慎重に立会調査を行ったが、保存すべき遺構・遺物は認められなかった。

二は、堺市が進めている当陵周辺の周遊路の整備工事に伴うもので、具体的には前方部正面側に石材等をもって土留壁・格子フェンス等を設置するというものである。長さ一一メートル余にわたり、幅〇・九～一・二メートル（陵域内では〇・五～〇・七メートルに縮小）、深さ〇・六～〇・八メートルを掘削するのに立ち会ったが、遺構・遺物は検出されなかった。

三は、外堤西側にある在来木製樋門を鋼製斜樋に改修するもので、樋口および斜樋固定台を設置するため長さ一・八メートル、幅一・四メートル、深さ一・九メートルほどの掘削を行ったが、ヘドロの下から刃金に用いられた灰褐色粘質土が現われたほかは、遺構・遺物は検出されなかった。

三は、前年度に事前調査を実施したところで、本年度の工事実施にあたり、本部調査員を派遣して掘削個所の立会調査を行った。その所見は後掲報告書を参照されたい。

一四は、既設見張所の改修であるが、当該が吉田山の東方に位置すること、付近に真如堂・吉田神社などの史跡が点在することなどを考慮して、慎重に調査を進めたが、保存すべき遺物・遺跡は確認できなかった。

た。

一五は、崖地の崩落防止ならびに雨水処理およびコンクリート擁壁取設等の整備を行うもので、各工事個所の基礎部の掘削に立ち会ったが、いずれも遺構・遺物は検出されなかった。

一六は、既設水道管の埋設替等を行ったものである。当陵が天竜寺敷地内ということで、遺構・遺物検出の期待があったが、当陵が在来水道管埋設工事時より数センチの深さしか掘削しなかったため、遺構・遺物は認められなかった。

一七は、見張所の便所を水洗式に改修するもので、生垣を中心に幅二・八メートル、深さ一・四メートル、便所前の汚水枳設置部分を幅一・六メートル、深さ〇・七メートル掘削したが、いずれも遺構・遺物は確認できなかった。

一八は、該陵の一般拝所北西・南東付近にある巡回路入口に鉄扉・フェンスを設置するため掘削を行うのに立ち会ったものである。掘削内は三層に区分できたが、一、二層とも一番下の三層の自然堆積層と考えられ、したがって遺構・遺物は検出されなかった。

一九は、陵名石標を五個所設置するため基礎部を掘削したが、何れの個所ともに在来浸入防止柵の基礎コンクリートを設置した際の埋め戻し土だったため、遺構・遺物は検出されなかった。

以上、立会調査個所はいずれも遺構は検出されず、また原位置を保った遺物も認められず、当初予定したとおりの工事を施工することができ

た。

なお、例年行っている墳丘部表面調査であるが、本年度は畝傍陵墓参考地の調査を行ったため実施できなかった。しかし、これは次年度以降に継続して行う予定である。また、陵墓関係文献調査として、京都府立総合資料館所蔵資料の調査を行った。

(川田貞夫)

安閑天皇古市高屋丘陵整備工事区域の調査

大阪府の金剛・和泉山系に源を發して流れる石川と、大和盆地から流入する大和川との合流点の西部には、段丘地形が發達している。この段丘面には、大小数多くの古墳が立地しており、古市古墳群と呼ばれている。安閑天皇古市高屋丘陵はこの古墳群内の最南端に位置し、独立丘陵である高屋丘陵を利用して営まれた前方後円墳である。その規模は、墳丘長一二〇～一二二メートルと考えられることが多いが、これをもって築造当初の規模と見做すことは難しいように思われる。その理由は、後述するように墳丘部北側を中心に大きく後世の改変を受けているためであり、その多くは中世に高屋城として利用されたことによるものである。本陵はその本丸(一の丸)として、手が増えられており、今も墳丘上にその痕を留めている箇所がある(第1図)。とくに北側くびれ部付近には東西二〇メートル×南北一五メートルほどの平坦面が確保されており、その北面にやや高まった土塁状の痕跡を見出すことができる。

「武者隠し」と呼ばれるものであろう。平坦地の後背部は前方後円墳としては鞍部に当たるところであるが、該所にも現在の主軸にほぼ沿うように、土塁状の痕跡を認める箇所がある。平坦地の前面にも、堅堀と考えられるところがあり、とくに第12トレンチ上方部で顕著である。また、前方部南西部の異様に張り出している部分は大手として利用されたことに起因するものであろう。概して、城としての痕跡は北側に多く認められるが、このことは防禦前線が北方にあることも密接に関連するものと考えられる。

さて、本陵も他の濠をめぐらした多くの古墳と同様、墳丘部や外堤部が経年の波浪のため浸食され、随所でガマ状の地形を呈している。そこで、今回、浸食部の護岸工事をはじめとした整備工事をおこなうこととなり、平成四年十一月九日から十二月六日にかけて事前発掘調査を実施した。この間、考古学・地質学・土木工学、専門家の現地検分を願い、各々の立場からの指導・助言を賜った。

事前調査に際しては、墳丘部裾に二一本、後円部渡土堤(以下、東渡土堤)から前方部渡土堤(以下、西渡土堤)にかけての外堤内法裾部に一四本、計三五本のトレンチを設定して調査を進めた(第2図)。トレンチの規模は長さ三・五メートル、幅二メートルを基本とし、各トレンチの状況にあわせて、規模を拡張するなどの変更をおこなった。深さは最深部で、奥壁部約二メートル、濠側部約一メートルである。

調査地における基本的な層序は、以下のとおりである。